

# 徳島県庁舎放送設備改修工事

図面目録

放送設備		
図面番号	図面名称	縮尺
E000	表紙・図面目録	NON
E001	特記仕様書	NON
E002	付近見取 配置図	NON
E003	総合系統図	NON
E004	機器仕様	NON
E005	設備図	1/6

徳島県庁	▶工事名称 徳島県庁舎放送設備改修工事	▶図面番号 E000	
	▶図面名称 表紙・図面目録	▶縮尺 NON	

## 電気工事共通仕様書

## I. 工事概要

## 1. 工事名称

徳島県庁舎放送設備改修工事

## 2. 工事場所

徳島市万代町1丁目

## 3. 建物概要

建物名称	徳島県庁
構造・規模	SRC造、行政棟(地上12階、地下2階)、議会棟(地上4階)
敷地面積	25,765m <sup>2</sup>
延床面積	54,283m <sup>2</sup>
消防法施行例別表第1の区分	15項

## 4. 工事種目

種目	工事概要
放送設備	図示非常業務放送設備を更新する一式工事
撤去工事	図示位置の不良となる機器等の撤去工事一式

## 5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を見込んでない。

- ① 観測地点:環境省が公表する四国地方\_徳島　　徳島　　地点  
 ② 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方\_徳島　　徳島　　地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。  
 ③ 作業不能日数の計算は「營繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

## II. 工事共通仕様書

## 1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房営繕部監修の下記による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官房営繕部監修)を参考とする。

- ・ 電気設備工事監理指針 令和4年版

## 2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(營繕工事共通仕様書を含む)
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

## 4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

## 5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

## 6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

## 7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をい。)
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

## 8. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。
- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- ⑤ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ⑥ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ⑦ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑧ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ⑨ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- ⑩ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「時間外作業予定表」を監督員に提出すること。
- ⑪ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ⑫ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑬ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑭ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- ⑮ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑯ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ⑰ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

## 9. 交通安全管理

### ① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

### ② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に留意し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし棒装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし棒装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

## 10. 発生材の処理等

### ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。

2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱の他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。

3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の「1章一般共通事項」「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。

4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の「1章一般共通事項」「建設発生土の処理」による。

5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。

6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

## 11. 材料・製品等

### ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

③ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

## 12. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びフチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジーアーピル及びフタル酸ジーエーテルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

## 13. 施工

① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遗漏のないようにすること。

③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

## 14. 完成図等

### ① 電子納品：対象

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること)。

### ③ 完成図書の提出

- ・機器完成図書
- ・工事写真(電子データ2部)
- ・機器取扱説明書
- ・その他監督員が指示する図書(必要部数)

④ 工事写真的電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真での確に確認できること。

⑤ 工事写真的撮影は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

## 15. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

16. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

17. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

### III. 電気設備工事特記仕様書

#### 1章 一般共通事項

##### 1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1> 1.3を参考とする。  
・自家用電気工作物の保安規程( 本工事に関し定める 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等) )  
・既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。  
・本受電後引渡しまでの基本料金( 本工事 別途 )
- ② 官公署その他への届出手続等を行つあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

##### 2. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。

##### 3. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
蓄電池	バント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
拡声装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取り出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。

- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕<1> 1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

##### 4. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

#### 2章 共通工事

##### 1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- ・ 設計用水平地震力  
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- ・ 設計用鉛直地震力  
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

##### 施設の分類、地域係数

- 施設の分類( 特定の施設 一般の施設 ) 地域係数( 1.0 0.9 )

##### 重要機器

- ( 配電盤 一般電源装置 直流電源装置 交流無停電電源装置 交換機  
火災報知受信機 中央監視制御装置 構内情報通信網装置 )

##### 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般的施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

・水槽類にはオイルタンク等を含む。

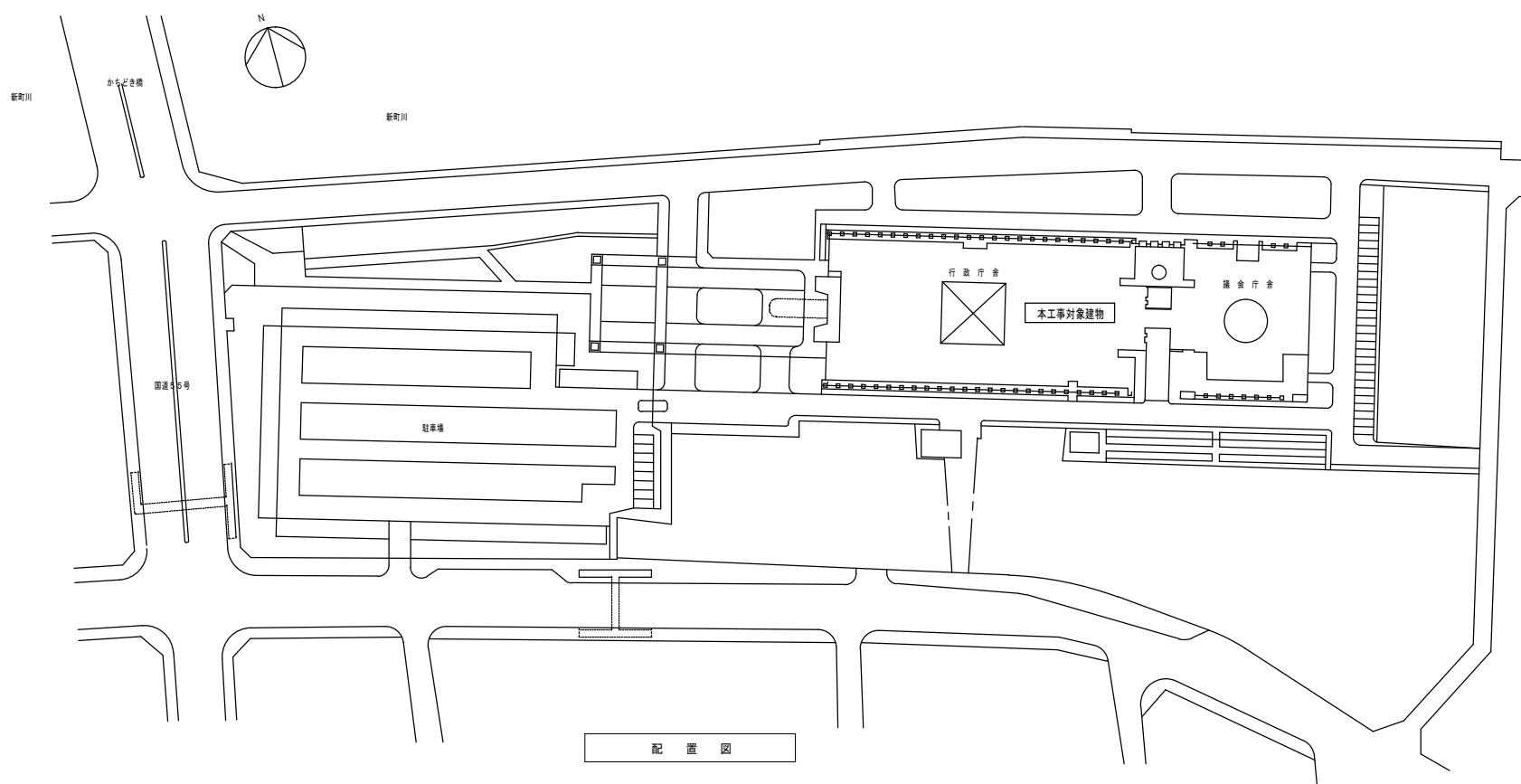
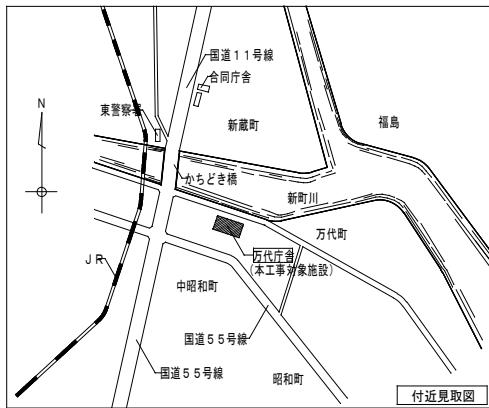
- ② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

##### 2. 接地工事

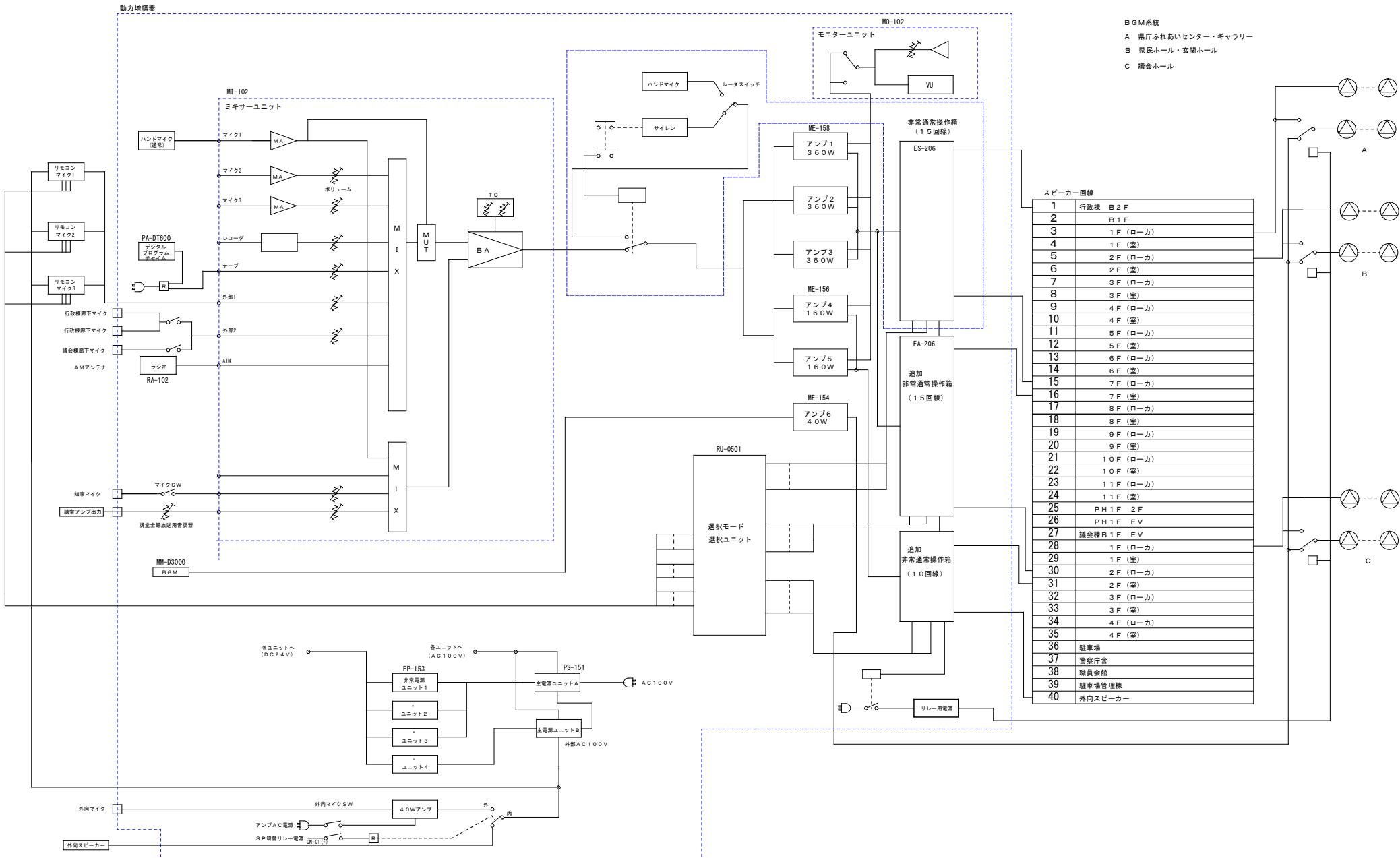
接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料(寸法mm)
・ 共同接地(A・C・D種)	EA・C・D	10Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ 共同接地(A・B・C・D種)	EA・B・C・D	Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×3連-2組
・ 拡声増幅器用	EDt	100Ω以下	EB (D=14又はW=40) ×1



付近見取図・配置図

徳島県庁	▶工事名称 徳島県庁舎放送設備更新工事	▶図面番号 E002	
	▶図面名称 配置図	▶縮尺 NON	



徳島県庁	▶工事名称 徳島県庁舎放送設備更新工事	▶図面番号 E003
	▶図面名称 総合系統図	▶縮尺 NON

<基本機能>  
主な仕様

- ・非常放送及び通常放送ができる。
- ・定格出力：1,620W以上
- ・スピーカー回線数：40～320回線
- ・回線選択数：最大320
- ・操作ガイド：音声、液晶表示
- ・非常制御信号、外部制御信号の入力がある。

- ・内蔵チャイム
- ・非常電源あり

機能名	機能内容	参考図
1 非常業務用操作箱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40回線以上とし、追加ユニットで組み込みでもよい。</li> <li>・一斉放送ができること。</li> <li>・回線ごとに出力設定が可能であること。</li> <li>・非常用、通常用マイクは兼用でもよい。</li> </ul>	<p>参考機器 EM-C156、EM-ES12-10、EM-ES5 JVC製品</p>

機能名	機能内容	参考図
2 主入力制御ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リモートマイクが接続できること。 (RM 電源ON、チャイムON、一斉)</li> <li>・起動入力がある。</li> <li>・緊急地震放送起動入力がある。</li> </ul>	<p>参考機器 EM-Y152 JVC製品</p>

機能名	機能内容	参考図
3 回線制御ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーアンプ入力4回路以上</li> <li>・出力端子：スピーカー40回線以上 (複数台設置可能)</li> </ul>	<p>参考機器 EM-L152 JVC製品</p>

機能名	機能内容	参考図
4 デジタルパワーアンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定格規格は国土交通省公共建築工事標準仕様書に準じる。</li> <li>・定格出力：360W（3台）、180W（3台）</li> <li>・並列接続が可能であること。</li> </ul>	<p>参考機器 EM-A942D EM-A922D JVC製品</p>

機能名	機能内容	参考図
5 主電源ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源入力は、AC100V 30Aセーフティブレーカがある。</li> <li>・電源出力は、AC100V スイッチ連動、非連動があること。</li> <li>・電源起動端子付き、マーク接点</li> </ul>	<p>参考機器 EM-P11B JVC製品</p>

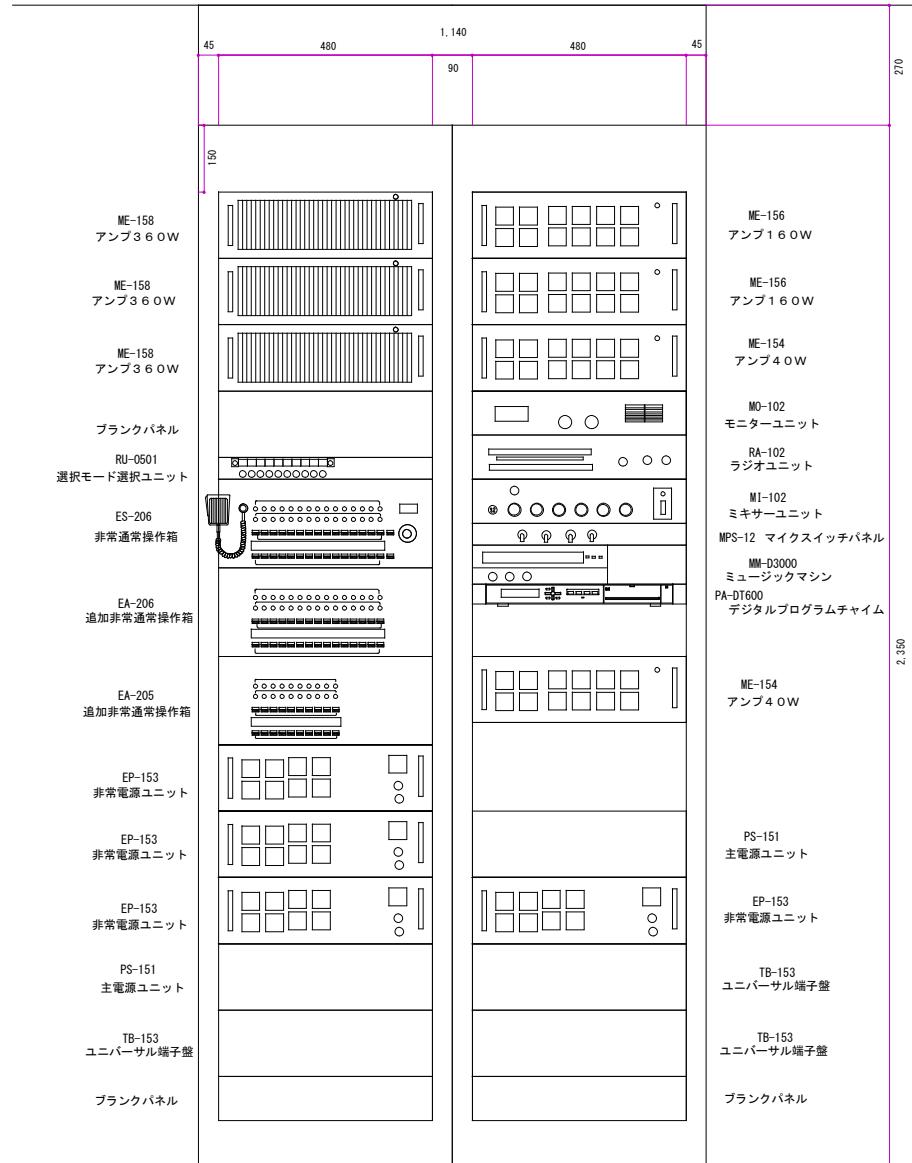
機能名	機能内容	参考図
6 非常業務呼予備電源ユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2ユニット以上（蓄電池は1ユニットにつき2台可能）</li> <li>・充電方式：トライクリクル充電</li> <li>・蓄電池表示灯：充電中、放電中、異常表示ができる。</li> <li>・蓄電池は密閉型ニッケルカドミウム蓄電池</li> <li>・蓄電池は「蓄電池設備認定委員会合格品」であること。</li> </ul>	<p>参考機器 EM-N152 JVC製品</p>

機能名	機能内容	参考図
7 ミキサユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入力回路：マイク入力4、ライン入力、ラジオ入力 チャイム入力、リモコンマイク入力があること。</li> <li>・主力回路：ライン出力があること。</li> <li>・チャイムユニットが組み込みができること。</li> </ul>	<p>参考機器 EM-E102 JVC製品</p>

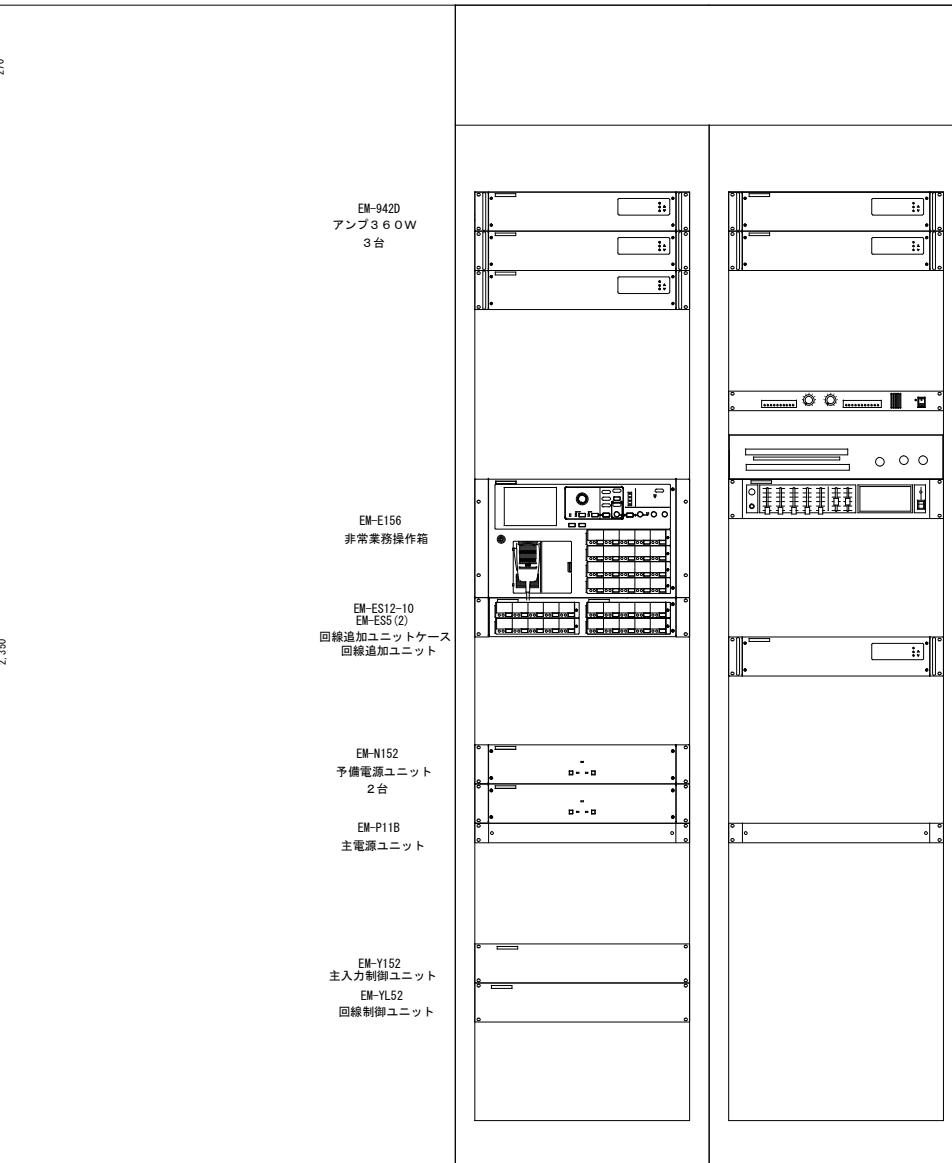
機能名	機能内容	参考図
8 モニターユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニター入力：10回路以上</li> <li>・スピーカー付き</li> <li>・出力レベル表示があること。</li> </ul>	<p>参考機器 TZ-511B JVC製品</p>

徳島県庁舎	▶工事名称 徳島県庁舎放送設備更新工事	▶図面番号 E004	
	▶図面名称 放送設備機器仕様書(1)	▶総尺 NON	

(更新前)



(更新後)



EM-A922D  
アンプ180W  
2台

TZ-5111B  
モニターユニット

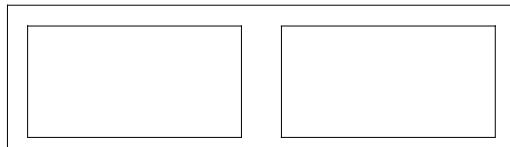
RA-102  
ラジオユニット  
EM-M102  
ミキサーユニット

EM-A922D  
アンプ180W 1台

EM-P11B  
主電源ユニット

※) 機器の配置は参考  
機器の配線等の取り回しにより  
配置変更は可能である。

Jアラート接続  
(PS-151)  
CN-C1



1階 放送設備図 S:1/6

徳島県庁舎	▶工事名称 徳島県庁舎放送設備更新工事	▶図面番号 E005
	▶図面名称 1階 放送設備図	▶総 尺 1/6